

(イメージ)

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」
共進化実現プログラム（第Ⅱフェーズ）プロジェクト選定等委員会の設置について

令和2年〇月〇日

文部科学省科学技術・学術政策局

1. 目的

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業においては、科学技術イノベーション政策に関して、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的なプロセスによる政策形成を実現するため、「政策のための科学」の深化、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化及び関連する学際的学問分野の開拓を目指している。

本事業においては、令和元年度から令和2年度までの2年間、「基盤的研究・人材育成拠点整備事業」の一環として、研究者と行政官の連携による研究プロジェクトとして、「共進化実現プロジェクト（第Ⅰフェーズ）」を推進してきたところであるが、令和3年度からは、「共進化実現プログラム（第Ⅱフェーズ）」として、さらに発展した取組を推進することとしている。その着実な推進のため、実施プロジェクトの選定及び改廃若しくは発展のための審議、及びそれらに係る助言を得るため、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」共進化実現プログラム（第Ⅱフェーズ）プロジェクト選定等委員会（以下「選定等委員会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 研究者と行政官の連携によるプロジェクトの選定の審議及び実施に係る助言
- (2) 実施プロジェクトの改廃若しくは発展を視野に入れた審議及びそれに係る助言
- (3) その他、(1)(2)に関連して必要となる事項

3. 構成及び運営

- (1) 選定等委員会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 構成員の任期は3年とする。なお、再任は妨げない。
- (3) 選定等委員会の定足数は、当該委員会を構成する委員数の過半数とする。
- (4) 選定等委員会は、行政情報公開法第5条2号イ、同法第5条6号柱書き、及び同法第6条に基づき、会議及び議事は非公開で行う。また、選定等委員会の出席者は、検討会に際して知得した情報を第三者に開示・漏洩しない。
- (5) 利害関係者の範囲を明確に定めるとともに、提案者若しくはプロジェクト実施者との利害関係を有する委員は、当該提案若しくはプロジェクトについての審議から外れるものとする。
- (6) その他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、その都度、当該委員会に諮って定める。

4. 設置期間

令和2年〇月〇日から、令和5年度末とする。

5. その他

(イメージ)

- (1) 選定等委員会に関する庶務は、科学技術・学術政策局企画評価課が処理する。
- (2) 「委員会の設置期間満了までに共進化実現プロジェクト（第Ⅱフェーズ）の実施状況を踏まえ、本委員会の設置期間満了後の課題選定等の在り方を検討するものとする